

防衛大学校達第 2 号

防衛大学校の施設維持管理に関する達を次のように定める。

平成 5 年 3 月 1 1 日

防衛大学校長 夏 目 晴 雄

防衛大学校の施設維持管理に関する達

改正 平成10年 4 月 9 日防衛大学校達第 4 号	平成11年 3 月31日防衛大学校達第 1 号
平成12年 9 月26日防衛大学校達第19号	平成14年 3 月14日防衛大学校達第 2 号
平成14年 9 月25日防衛大学校達第 8 号	平成17年 2 月25日防衛大学校達第 1 号
平成17年 3 月31日防衛大学校達第 5 号	平成19年 8 月29日防衛大学校達第12号
平成21年 3 月31日防衛大学校達第 6 号	平成22年 4 月 1 日防衛大学校達第 8 号
平成24年 4 月 6 日防衛大学校達第 8 号	平成27年 4 月10日防衛大学校達第 9 号
平成28年 3 月31日防衛大学校達第 3 号	平成30年 3 月30日防衛大学校達第 4 号
令和元年 6 月26日防衛大学校達第 2 号	令和 3 年 1 月27日防衛大学校達第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の各施設の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理責任者 所掌する施設の維持保存に当たる者をいう。
- (2) 管理者 管理責任者の命を受け管理責任者を補佐する者をいう。

2 この達において施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建物
- (2) 工作物（電気、電話、給排水、給気ガス、道路、グラウンド、築庭等）
- (3) 仮設物（建設工事のための仮設物を除く。）
- (4) 立木

(管理責任者及びその所掌施設)

第3条 管理責任者及びその所掌施設は、別表のとおりとする。

(管理者の指定)

第4条 管理責任者は、必要に応じて、所属職員の中から施設ごとの管理者を指名することができる。

2 管理責任者は、前項の規定に基づき管理者を指名したとき又は変更したときは、

別紙様式第1により管理施設課長に速やかに通知するものとする。

(管理責任者の所掌業務)

第5条 管理責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持保存に関すること。
- (2) 施設の整備要望に関すること。
- (3) 施設の修繕及び模様替えの要望に関すること。

(滅失、き損の報告)

第6条 施設を使用中に滅失又はき損した者は、速やかにその旨、管理責任者に報告するものとする。

(修理要求)

第7条 管理責任者は、損傷、老朽その他やむを得ない理由により施設の修理を必要とする場合は、別紙様式第2により管理施設課長に要求するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 防衛大学校の施設維持管理に関する達（昭和37年防衛大学校達第6号）は、廃止する。

附 則（平成10年4月9日防衛大学校達第4号）

この達は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年3月31日防衛大学校達第1号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月26日防衛大学校達第19号）

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日防衛大学校達第2号）

この達は、平成14年3月14日から施行する。

附 則（平成14年9月25日防衛大学校達第8号）

この達は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月25日防衛大学校達第8号）

この達は、平成17年2月25日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛大学校達第8号）（抄）

1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日防衛大学校達第2号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日防衛大学校達第4号）

この達は、令和3年1月27日から施行する。

別 表

施 設 所 掌 表

管理責任者	所 掌
総務課長	本部庁舎（２７２）の学校長室・副校長室・幹事室・総務部長室・総務課長室・事務室・秘書室・各応接室・会議室（第１、第５会議室を除く）・文書保管庫・学校本部当直室・浴場・２階給湯室
	浴場（２９７）の職員浴場・女子職員浴場
	学生教育２号棟（１９４）の４階
	多目的講堂（２７６）、渡廊下３（２７９）
	隊舎（２４９）、自転車置場（２５０）
	自動車整備工場（５５）、自動車整備工場事務室（２０７）、油脂庫（１０３、２０８、２７７、２８８）、給油スタンド（２８１、２８２、２８３）
	正門、通用門
	守衛所（１９５、２７５）
	総合体育館（２１３）の倉庫及びステージ
	消火ポンプ室（２１１）
	第１空力実験室（６０）４０４号室の総務課が専用する部分及び共用部分
	学生教育１号棟（１８５）の４階、屋上
厚生課長	学生会館（１８３）の厚生課が専用する部分及び共用部分
	本部庁舎（２７２）の食堂・共済会議室・理髪室・自動販売機コーナー
	走水宿舎、二葉宿舎
会計課長	本部庁舎（２７２）の会計課長室・事務室・会計課物品倉庫・入札室・会計課書庫

管理施設課長	本部庁舎（２７２）（他の専用する部分を除く。）
	学生教育３号棟（１９７）の１階・２階・屋上
	理工学館機械室（１９９）
	受電所（２１５）
	発電機室Ｂ（２９９）
	発電機室Ａ（２９６）
	受電棟（２６６）
	受変電室（２３５）
	変電機械室（２２７）
	機械室変電室（２３２）
	機械室（２４４）
	木管工室（２０２）
	低濃度排水処理施設（２６２）
	化学館受電所（２４）
	数物館変電室（２５）
	変電室（２６）
	変電室（２７）
	ボイラー室（２６５）
	設備棟（２６８）
	厨房廃棄物置場（２６１）
	食堂・厨房（２９５）
	被服倉庫（１１９）
	ポンプ室（１９８）
	機械室（２４８）
	ポンプ室（２６０）
	ポンプ室（２８０）

	自転車置場（２７３）
	ゴミ収納庫（２７０）
	器材庫（５４）
	機械室（１８０）
	給水塔、給水塔広場（時計台広場）
	他の所掌に属さない建物・部分
	立木
衛生課長	学生教育１号棟（１８５）の１階、２階
教務課長	本部庁舎（２７２）の教務部長室・教務課長室・事務室 ・教務相談室・印刷室・倉庫・共用端末室
	理工学１号館（１５６）の教務課が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学２号館（８）の教務課が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学３号館（９）の教務課が専用する部分（共用部分を除く。）
	研究科学生舎（１１７、２４１）、自転車置場（工作物）
	資料館（２２０）の３階
	機械実習工場（１６８）
	第１空力実験室（６０）４０１号室の教務課が専用する部分及び共用部分
	防衛学館（１２）の教務課（教育研究支援室）が専用する部分（共用部分を除く。）
	各建物の教場
入学試験課長	理工学３号館（９）の入試統括官室・入学試験課長室・事務室
	本部庁舎（２７２）の入試保全室、第１会議室
	理工学２号館（８）の入学試験課が専用する部分（共用部分を除く。）

訓練課長	本部庁舎（２７２）の訓練部長室・訓練課長室・事務室・第５会議室・印刷室・装具庫
	覆道式射場（２０６）
	防衛学館（１２）の訓練課が専用する部分（共用部分を除く。）
	海上訓練場全般（他の専用する部分を除く。）
	格納庫（６５）、グライダー格納庫（８０）、便所（８２）
	第１空力実験室（６０）４０２・４０５号室の訓練課が専用する部分及び共用部分
	花立訓練場（他の専用する部分を除く。）
	多目的訓練場、訓練場
	学生教育１号棟（１８５）の３階
学生課長	本部庁舎（２７２）の学生課長室・事務室・３階印刷室・倉庫・３階給湯室
	資料館（２２０）の１階・２階・屋上
	学生教育２号棟（１９４）の１階・２階・３階・屋上
	学生教育３号棟（１９７）の３階・４階
	学生会館（１８３）の４階学生相談室・連絡調整室
	総合体育館（２１３）の校友会部室
	国際交流室（２９３）
	（旧）消防詰所（１８６）
	儀仗隊訓練場
総括首席指導教官	第１学生舎（２９４）の総括首席指導教官が専用する部分（共用部分を除く。）
	浴場（２９７）の女子学生浴場及び共用部分
	渡廊下（２９８）

各首席指導教官	各学生舎（２９４、２９１、２８４、２８７）
	自転車置場（２９２、２８５、２９０、２４５、工作物）
	ゴミ収納庫（２６３、２６９）
	渡廊下（２４６）
	浴場（２９７）の男子学生浴場
先端学術推進機構事務室長	本部庁舎（２７２）の先端学術推進機構長室
	理工学３号館（９）の先端学術推進機構事務室長室・事務室・準備室
総合情報図書館事務長	図書・情報館（２７８）
	理工学３号館（９）の総合情報図書館が専用する部分（共用部分を除く。）
総合教育学群長	人文学館（２６７）の総合教育学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	球技体育館（１３）、自転車置場（１９３）
	総合体育館（２１３）
	体育器具室（１０９）
	武道場（２５４）
	柔道場（３７）
	陸上競技場、ラグビー場、アメリカンフットボール場、サッカー場、ハンドボール場
	弓道場（２１７、２１８）
	屋外プール、倉庫（６６）、更衣室（２３８）
	ポンプ室（２１２）
	テニスコート、硬式野球場、準硬式野球場
	野球場管理棟（１９６）
	理工学２号館（８）の総合教育学群が専用する部分（共用部分を除く。）

人文社会科学群長	人文学館（２６７）の人文社会科学群が専用する部分及び共用部分
	社会科学館（２３９）
応用科学群長	理工学１号館（１５６）の応用科学群が専用する部分及び共用部分
	ボンベ庫（２０４）
	ポンプ室（２２４）
	ボンベ庫（２２５）
	理工学２号館（８）の応用科学群が専用する部分及び共用部分
	油庫（７３）
	真空ポンプ室（１５８）
	ポンプ室（２２３）
	油脂庫（１７０）
	ボンベ庫（１７５）
	ボンベ庫（１７９）
	理工学３号館（９）の応用科学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	土木化学実験棟（２１４）の応用科学群が専用する部分及び共用部分
	火薬実験室（１５７）
	薬品庫（２１６）の応用科学群が専用する部分及び共用部分
	理工学総合実験棟A棟（２２６）の応用科学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学総合実験棟B棟（２３１）の応用科学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学総合実験棟C棟（２３４）の応用科学群が専用する部分（共用部分を除く。）
理工学総合実験棟E棟（２５１）の応用科学群が専用する部分及び共用部分	

	有機化学実験室（167）
	燃焼爆破実験室（142）
	磁気研究室（153）
	水素炉実験室（155）
	応用電磁気実習場（67）
	薬品保管庫（289）
	弾道実験室（205）
	火薬類実験施設（219）
	貯蔵庫（286）
	自転車置場（工作物）
電気情報学群 長	理工学1号館（156）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	ボンベ庫（255）
	理工学2号館（8）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学3号館（9）の電気情報学群が専用する部分及び共用部分
	物品倉庫（118）
	油脂庫（169）
	ボンベ庫（181）
	ボンベ庫（182）
	自転車置場（191）
	理工学4号館（10）の電気情報学群が専用する部分及び共用部分
	油脂庫（171）
	理工学総合実験棟A棟（226）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学総合実験棟C棟（234）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）

	理工学総合実験棟E棟（251）の電気情報学群が専用する部分 （共用部分を除く。）
	油脂庫（236）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	ボンベ庫（240）の電気情報学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	特別高圧実験室（45）
システム工学 群長	ボンベ庫（176）
	油圧ユニット室（230）
	自転車置場（271）
	土木化学実験棟（214）のシステム工学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	理工学総合実験棟A棟（226）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	理工学総合実験棟B棟（231）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	理工学総合実験棟C棟（234）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	理工学総合実験棟D棟（242）
	空気圧縮室（243）
	第2空力実験室（91）
	フラッター実験室（144）
	噴射実験室（274）
	硫酸庫（115）
	油脂庫（173）
ボンベ庫（178）	

	建築構造実験室（74）
	理工学総合実験棟E棟（251）のシステム工学群が専用する部分（共用部分を除く。）
	ビーム実験工場（184）
	振動破壊実験室（141）
	高速破壊実験室（40）
	第1空力実験室（60）401・403号室のシステム工学群が専用する部分及び共用部分（401号室の共用部分を除く。）
	カスケード実験室（140）
	油脂庫（236）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	ボンベ庫（240）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	海上訓練場の波浪実験室（3）、検潮室（13）
	教育研究A館（300）のシステム工学群が専用する部分及び共用部分
	自転車置場（301）
防衛学教育学 群長	防衛学館（12）の防衛学群が専用する部分及び共用部分
	自転車置場（252、253）

（ ）内は建物番号を示す。